

# 印西市開発事業指導要綱

平成25年3月13日

(告示第36号)

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内で行われる開発事業に関し、必要な事項を定めることにより、無秩序な環境破壊を防止し、事業区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、健全な生活環境の保全と良好なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為又は同法に基づく特定工作物の建設をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築物の建築をいう。
- (3) 開発事業 開発行為又は建築行為を行う事業をいう。
- (4) 事業区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (5) 事業者 開発事業を行う者をいう。
- (6) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、上水道その他給水施設、下水道、河川、水路、治水及び利水のための調整池、消防の用に供する施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (7) 公益施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、交通施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設その他公益上必要な施設をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発事業について適用するものとする。

- (1) 事業区域が500平方メートル以上のもの
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する開発事業が次の各号のいずれかに該当する事業である場合は、この要綱を適用しない。

- (1) 自己の居住の用に供する事業
- (2) その他市長が特にこの要綱の適用を要しないと認める事業

(事前協議)

第5条 事業者は、第3条に規定する開発事業を行う場合は、都市計画法第30条に規定する申請、建築基準法第6条に規定する申請その他法令の規定による当該開発事業に関する申請を行う前に、市長に開発事業事前協議(変更)申請書(別記第1号様式。以下「事前協議申請書」という。)及び開発事業計画概要書(別記第2号様式)に別に定める必要図書を添えて提出し、あらかじめ市長と事前協議を行わなければならない。

2 市長は、印西市開発事業指導審査会(以下「審査会」という。)を設置し、前項の事前協議申請書の内容について、必要に応じて審査会に付議するとともに、前項の規定による事前協議が整ったときは、開発事業事前協議審査通知書(別記第3号様式。以下「通知書」という。)により事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知書に基づき、市長と再協議を行った上で、開発事業事前協議結果報告書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による再協議が整った場合は、開発事業事前協議同意書(別記第5号様式。以下「同意書」という。)を交付するとともに、市長が当該事業において必要があると認めたときは、事業者と協議書(別記第6号様式)を取り交わすものとする。

(事業計画の変更)

第6条 事業者は、前条第4項の規定による同意書の交付を受けた後に、当該事業の計画を変更する場合は、変更する事業計画を踏まえて、再度市長に事前協議変更申請書及び開発事業計画概要書に必要図書を添えて提出し、市長と変更協議を行わなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めたときは、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項本文の場合において準用する。

(整備基準)

第7条 事業者は、都市計画法その他開発事業に係る関係法令等を遵守するとともに、別に定める印西市開発事業整備基準(以下「整備基準」という。)により、公共施設及び公益施設(以下「公共公益施設」という。)を自らの責任において整備しなければならない。

2 前項の整備に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、第5条第4項に規定する協議書等により別に取り決めがある場合はこの限りではない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、印西市基本構想をはじめとする市が定めた各種の基本計画、整備基準等に適合するように開発事業を計画しなければならない。

(環境等の保全)

第9条 事業者は、開発事業の施行に当たっては、環境の保全及び騒音対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定する事項
- (2) 振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する事項
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)に規定する事項
- (4) 印西市環境基本条例(平成11年条例第2号)に規定する事項
- (5) 印西市環境保全条例(平成11年条例第3号)に規定する事項
- (6) 印西市環境基本計画に定める事項

2 事業者は、開発事業の施行に関し、前項に定めるもののほか、良好な環境を確保するため、自然環境の保全と緑化推進に配慮しなければならない。

(事業計画の周知)

第10条 事業者は、第5条の事前協議を行う前に、事業区域の見やすい場所に印西市開発事業事前公開板(別記第7号様式)を設置するとともに、事業区域に隣接する地権者、周辺住民、町内会又は自治会等に対して開発事業に関する説明を行い、後に紛争等が生じないように努めなければならない。

2 事業者は、前項の事業説明後、事業計画説明結果報告書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(中高層建築物)

第11条 事業者は、開発事業が印西市中高層建築物等指導要綱(平成22年告示第172号)第2条に規定する中高層建築物等に該当する場合は、日照及び電波障害について、事前に調査し、対策を講じるとともに、当該要綱に基づく必要な手続を行わなければならない。

(都市計画等)

第12条 事業者は、市が都市計画法に基づく地区計画等の決定及び変更を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、地区計画の区域内において建築物の建築等を行う場合は、都市計画法第58条の2の規定による地区計画に係る届出手続等を行わなければならない。

3 事業者は、必要に応じ、建築基準法第4章に基づく建築協定、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5章に基づく緑地協定及び景観法(平成16年法律第110号)第4章に基づく景観協定を締結する

ことができる。

- 4 事業者は、必要に応じ、千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第26条に規定する緑化協定を締結しなければならない。
- 5 事業者は、景観法に基づき良好な景観の形成に努めるとともに、必要に応じ、同法及び印西市景観条例（平成30年条例第26号）に基づく届出手続等を行わなければならない。
- 6 事業者は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条に規定する屋外広告物を掲出しようとするときは必要に応じ、千葉県屋外広告物条例（昭和44年条例第5号）に基づく届出手続等を行わなければならない。

（埋蔵文化財の保護）

第13条 事業者は、開発事業を行おうとする場合は、埋蔵文化財（以下「文化財」という。）の保護を図るため、事前に事業区域内における文化財の有無及びその取扱いについて、市教育委員会と協議しなければならない。

- 2 事業者は、事業区域に文化財が所在する場合又は工事の施行に伴い新たな文化財を発見した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、協議しなければならない。

（工事）

第14条 事業者は、開発事業に伴う工事車両の運行経路について、あらかじめ道路管理者と協議し、承認又は許可を得なければならない。

（防災計画及び災害の防止）

第15条 事業者は、防災計画を策定し、工事中の災害防止に努め、事業区域周辺の住民に迷惑をかけるよう配慮しなければならない。

- 2 事業者は、事業区域及びその周辺地域の地形、地質及び過去の災害の状況を事前に十分調査し、崖崩れ、土砂の流出、出水、浸水、地盤沈下その他開発事業に起因する災害の防止に万全の措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、工事用車両の安全運行及び工事用機械の安全な操作により事故防止に心掛けなければならない。
- 4 事業者は、開発事業に起因する災害及び被害が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、自らの責任において補修及び補償をし、その内容を市長に報告しなければならない。

（被害の補償）

第16条 事業者は、開発事業の施行により、公共公益施設を損傷させた場合又は事業区域周辺に被害を及ぼした場合は、事業者の責任において補償又は原状回復を行わなければならない。

（立入調査）

第17条 市長は、必要と認める場合は、事業区域に立ち入り、開発事業の施行状況等の調査及び確認をすることができるものとする。

（勧告）

第18条 市長は、この要綱に基づき、必要に応じて事業者に資料の提出を求め、開発事業の施行状況等について勧告することができるものとする。

（工事着手届）

第19条 事業者は、開発事業に係る工事に着手しようとするときは、開発事業工事着手届（別記第9号様式）に工事の工程がわかる書類（以下「工事工程表」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第20条 事業者は、開発事業を取りやめたときは、開発事業取りやめ届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(工事完了届及び検査)

第21条 事業者は、開発事業の工事が完了したときは、速やかに開発事業工事完了届（別記第11号様式。以下「完了届」という。）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 事業者は、市が管理することとなる公共公益施設を含む開発事業の工事が完了したときは、前項に規定する完了届に開発事業公共公益施設完了検査願（別記第12号様式）を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

3 事業者は、第1項又は前項の規定による検査により工事内容の不備の指摘を受けたときは、速やかに是正の措置を行い、再度検査を受けなければならない。

(工事完了確認通知書の交付)

第22条 市長は、前条による検査の結果、開発事業が完了したと認めたときは、開発事業工事完了確認通知書（別記第13号様式。以下「確認通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

(都市計画法第29条許可を受けなければならない場合の手続)

第23条 都市計画法第29条の規定による許可を受けなければならない開発事業にあつては、第19条から前条までに規定する手続については、同法の規定による手続をもってこれに代えるものとする。

(公共公益施設の帰属等)

第24条 事業者は、市が管理することとなる公共公益施設及び用地がある場合は、その帰属又は寄附について、都市計画法第36条第1項の規定による工事完了届出書又は第21条第1項の規定による完了届の提出時に、帰属申出書（別記第14号様式）又は寄附申出書（別記第15号様式）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、市に帰属させ、又は寄附しようとする土地が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、事前に当該各号に掲げる処理をしなければならない。

(1) 所有権以外の権利が設定されている場合 あらかじめその権利を抹消すること。

(2) 登記簿面積と実測面積に差がある場合 地積訂正を行うこと。

(3) 現況地目と登記地目が異なる場合 地目変更を行うこと。

3 帰属及び寄附に係る一切の費用については、事業者の負担とする。ただし、第5条第4項に規定する協議書等により、別に取り決めがある場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第25条 市に帰属又は寄附した公共公益施設に事前協議内容に対する不適合（以下「契約不適合」という。）があつた場合は、当該施設の帰属又は寄附を行った日から2年を経過するまで、事業者の責任により修補しなければならない。

2 契約不適合が事業者の故意又は重大な過失による場合は、前項の期間は民法の定めるところによる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(印西市開発行為等指導要綱の廃止)

2 印西市開発行為等指導要綱（平成10年告示第32号）は、廃止する。

(印西市開発行為等指導審査会設置要綱の廃止)

3 印西市開発行為等指導審査会設置要綱（平成9年告示第74号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この告示の施行の際現に第2項の規定による廃止前の印西市開発行為等指導要綱第5条に規定する事前協議申請書を市長に提出したものの申請、届出その他の手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市開発事業指導要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた事前協議申請について適用し、施行日前になされた事前協議申請については、なお従前の例による。

開発事業事前協議申請書

令和 年 月 日			
(あて先) 印西市長			
(申請者) 住所 氏名			
連絡先 ( )			
印西市開発事業指導要綱第5条第1項の規定により、開発事業について事前協議を申請します。			
1 事業区域の位置	印西市		
2 事業区域の面積	実測	m <sup>2</sup> 公簿	m <sup>2</sup>
3 開発事業の用途、規模等	[用途]		[区画数] 区画
	[構造] 造 建て	[建築面積] m <sup>2</sup> (建蔽率 %)	[延床面積] m <sup>2</sup> (容積率 %) [高さ] m
4 区域区分等	[区域区分] (用途地域) ( )	[防火地域]	[高度地区]
	[建蔽率] %	[容積率] %	[その他] ※地区計画など
5 設計者	住所 氏名 連絡先 ( ) 担当者:		
6 工事施工者	住所 氏名 連絡先 ( ) 担当者:		
7 都市計画法に基づく開発行為の有無	有 ・ 無 (建築行為のみ)		
8 工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
9 入居、営業等開始予定年月日	令和 年 月 日から		

開発事業事前協議変更申請書

				令和 年 月 日
(あて先) 印西市長		(申請者) 住所 氏名  連絡先 ( )		
印西市開発事業指導要綱第6条の規定により、開発事業について事前協議の変更を申請します。				
1 事業区域の位置	印西市			
2 事業区域の面積	実測	m <sup>2</sup> 公簿		m <sup>2</sup>
3 開発事業の用途、規模等	[用途]			[区画数] 区画
	[構造] 造 建て	[建築面積] m <sup>2</sup> (建蔽率 %)	[延床面積] m <sup>2</sup> (容積率 %)	[高さ] m
4 区域区分等	[区域区分] (用途地域) ( )		[防火地域]	[高度地区]
	[建蔽率] %	[容積率] %	[その他] ※地区計画など	
5 設計者	住所 氏名 連絡先 ( ) 担当者 :			
6 工事施工者	住所 氏名 連絡先 ( ) 担当者 :			
7 都市計画法に基づく開発行為の有無	有 ・ 無 (建築行為のみ)			
8 工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
9 入居、営業等開始予定年月日	令和 年 月 日から			

※変更部分を朱書きで明示すること

### 開発事業計画概要書

1 住宅計画	(1) 計画区画数	区画	1区画当たりの平均面積	㎡
	(2) 計画戸数	戸（棟）		
		土地分譲	戸	建売分譲
	(3) 計画人口	人 ×	戸 =	人
2	道路計画 (接道、新設道路計画等の名称、幅員、延長等)			
3	雨水排水計画 (新設・既設、放流先、排水方法、貯留抑制施設等)			
4	汚水処理計画 (新設・既設、放流先、方法等)			
5	給水計画			
6	公園計画			
7	緑化（緑地）計画			
8	ごみ処理計画			
9	消防水利計画			
10	駐車場計画			
11	その他 (電柱計画、防犯灯計画、自治会等の設立計画等)			

備考 1については、開発事業が住宅用途の場合のみ記入すること。

第3号様式（第5条）

第 号  
令和 年 月 日

## 開発事業事前協議審査通知書

様

印西市長

印

令和 年 月 日付で事前協議のあった印西市 地先の開発事業については、印西市開発事業指導要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、本通知書に基づき、必要に応じて関係部署と再協議を行い、開発事業事前協議結果報告書（第4号様式）を提出願います。

記

事前審査通知内容

### 開発事業事前協議結果報告書

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

令和 年 月 日付け 第 号の開発事業事前協議審査通知書に基づく協議の結果を印西市開発事業指導要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

通知事項	結果・対応

### 開発事業事前協議同意書

様

印西市長

印

令和 年 月 日付けで事前協議のあった開発事業については、印西市開発事業指導要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり同意したので通知します。

#### 記

同意事項	
事業者の住所氏名	
事業区域の位置	印西市
事業区域の面積	m <sup>2</sup> （実測）
開発事業の用途、規模等	
事前協議審査通知年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
協議結果報告書提出年月日	令和 年 月 日
工事完了予定年月日	令和 年 月 日

#### 備考

- 1 本同意書交付以降、事業計画を変更する場合は再度変更協議を行うこと。
- 2 「開発事業事前協議審査通知書」の事前審査通知内容を遵守すること。

## 協 議 書

印西市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（事業者名を記入）\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、  
乙が施行する印西市\_\_\_\_\_地先（事業区域面積\_\_\_\_\_㎡）における開発  
事業について、下記のとおり協議書を締結する。

### 記

#### 協議項目

- 1
- 2
- 3

上記、協議締結の証として本協議書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

千葉県印西市大森2364番地2

甲 印 西 市

印西市長 印

乙 事業者

印

印西市開発事業事前公開板〔作成書式〕

印西市開発事業事前公開板	
事業区域の位置	印西市
事業区域の面積	m <sup>2</sup> （実測）
開発事業の用途、規模等	
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業者	住所 氏名 連絡先
設計者	住所 氏名 連絡先
工事施工者	住所 氏名 連絡先
事前公開板設置年月日	令和 年 月 日

※標識板は、横幅60cm以上、縦幅80cm以上とする。

※工事の終了まで事業区域内の見やすい場所に設置すること。

## 事業計画説明結果報告書

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

下記の開発事業について、印西市開発事業指導要綱第10条の規定により、下記のとおり事業計画の説明を行いましたので、報告します。

### 記

1 事業区域の位置 印西市

2 開発事業の計画概要

3 説明内容等

- (1) 説明を行った地権者及び町内会等周辺住民の住所氏名
- (2) 説明者
- (3) 説明日
- (4) 説明内容
- (5) 説明に使用した資料（事業概要、日影図等）
- (6) 説明に対する質疑、意見及び要望等
- (7) (6)に対する回答、対応等

備考 2及び3については別紙にまとめて報告しても可とする。

## 開発事業工事着手届

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 事業区域の位置	印西市
2 事前協議同意書 通知年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
3 工事着手年月日	令和 年 月 日
4 工事完了予定年月日	令和 年 月 日
5 工事施工者	住 所 氏 名 連 絡 先 担当者

備考 別途工事工程表を添付すること。

## 開発事業取りやめ届

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 事業区域の位置	印西市
2 事前協議同意書等 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
3 取りやめた理由	

## 開発事業工事完了届

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 事業区域の位置	印西市
2 事前協議同意書 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
3 工事完了年月日	令和 年 月 日
4 添付図書	<input type="checkbox"/> (1) 事業区域図 <input type="checkbox"/> (2) 確定測量図 <input type="checkbox"/> (3) 土地利用竣工平面図 <input type="checkbox"/> (4) 給排水竣工平面図 <input type="checkbox"/> (5) 各種竣工構造図 <input type="checkbox"/> (6) 写真（工事前、工事中及び完成後の様子が分かるもの）

※別途「完了検査 状況チェックシート」を添付すること。

※提出前に当初計画と変更等がないか必ず確認すること。

# 印西市開発事業指導要綱 完了検査 状況チェックシート

- ▼本チェックシートに申請者名及び該当項目に日付等を記入のうえ、**工事完了届に添付**してください。
- ▼併せて、指導要綱以外の手続きに関する**検査済証等の写しを添付**してください。
- ▼都市計画法第29条許可案件については**同法第36条に基づく完了手続き**を行ってください。

申請者：	用途：
申請地： 印西市	
受任者：	(担当) (連絡先)
工事施行者：	(担当) (連絡先)

NO	項目		担当部署	帰属の有無		申請・許可等年月日		完了届等提出(報告)年月日	検査(確認)年月日	検査済証等交付年月日	備考
				用地	施設	申請・提出	許可・承認・了承等				
1	道路占用 (32条)		土木管理課			R . .	R . .	R . .			
			県印旛土木			R . .	R . .	R . .			
2	道路工事 施行承認 (24条)		土木管理課			R . .	R . .	R . .			
			県印旛土木			R . .	R . .	R . .			
3	上水道		水道課			R . .	R . .	R . .	R . .	R . .	
			県水道局			R . .	R . .	R . .	R . .	R . .	
4	下水道	排水設備 (敷地内)	下水道課			R . .	R . .	R . .	R . .	R . .	
		公共樹 (16条)				R . .	R . .	R . .	R . .		完了届提出時に 台帳を提出すること
5	ごみ集積所	クリーン推進課									完了届提出時に 台帳を提出すること
6	防火水槽	防災課									
7	消火栓	防災課 (水道事業者)									
8	建築確認 (工作物確認)	検査機関				R . .	R . .	R . .	R . .	R . .	
9	消防設備 (基準法消防同意)	消防署				R . .	R . .	R . .	R . .	R . .	
10	地区計画	都市計画課				R . .	R . .				
11	屋外広告物					R . .	R . .				
12	路外駐車場					R . .	R . .				

該当がある場合は指  
導要綱の完了検査と  
同時検査

- ……入力が必要なし
- ……プルダウンで入力

↑ 赤枠内は必ず入力すること

## 開発事業公共公益施設完了検査願

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第21条第2項の規定により、下記のとおり公共公益施設の完了検査をお願いします。

### 記

1 事業区域の位置	印西市
2 事前協議同意書 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
3 工事完了年月日	令和 年 月 日
4 整備が完了した 公共公益施設	

### 開発事業工事完了確認通知書

様

印西市長



令和 年 月 日付けで申請のあった下記の開発事業については、印西市開発事業指導要綱第22条の規定により、検査の結果、本指導要綱に基づく工事の完了が認められましたので通知します。

#### 記

事業者の住所氏名	
事業区域の位置	印西市
事業区域の面積	m <sup>2</sup> (実測)
開発事業の用途・規模等	
事前協議同意書 年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事完了年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日

## 帰属申出書

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第24条第1項の規定により、公共公益施設及び用地の帰属手続について下記のとおり申し出ます。

### 記

1 事業区域の位置 印西市

2 添付図書

- (1) 委任状（※手続を委任する場合）
- (2) 帰属される公共公益施設一覧表
- (3) 都市計画法第36条第2項の規定による検査済証の写し
- (4) 印西市開発行為等の事務処理に関する規則第3条の規定による設計説明書
- (5) 協議書及び開発事業事前協議結果報告書の写し
- (6) 事業区域図
- (7) 土地利用竣工平面図及び確定測量図
- (8) 公図写し（分筆登記終了後のもの）
- (9) 土地登記簿謄本（地目変更後及び抵当権等権利抹消後のもの）
- (10) 各公共公益施設及び用地の確定測量図、竣工平面図、構造図等
- (11) 登記原因証明情報兼登記承諾書（別紙）
- (12) 印鑑登録証明書
- (13) 資格証明書（代表者事項証明書）

(別紙)

## 登記原因証明情報兼登記承諾書

日付は記載せず提出

下記目録の不動産は、令和 年 月 日公共施設敷地として、印西市へ都市計画法第40条第2項の規定により帰属したことを証するとともに、その所有権移転登記を実施されることに承諾いたします。

令和 年 月 日

日付は記載せず提出

住 所  
氏 名

(実印)

(あて先) 印西市長

記

目録

市	大字・字	地番	地目	地積 (㎡)
印西市				

複数ページとなる場合は割印要

## 寄附申出書

（あて先）印西市長

（事業者）

住所

氏名

印西市開発事業指導要綱第24条第1項の規定により、公共公益施設及び用地の寄附手続について下記のとおり申し出ます。

### 記

1 事業区域の位置 印西市

2 添付図書

- (1) 委任状（※手続を委任する場合）
- (2) 寄附される公共公益施設一覧表
- (3) 協議書及び開発事業事前協議結果報告書の写し
- (4) 事業区域図
- (5) 土地利用竣工平面図及び確定測量図
- (6) 公図写し（分筆登記終了後のもの）
- (7) 土地登記簿謄本（地目変更後及び抵当権等権利抹消後のもの）
- (8) 各公共公益施設及び用地の確定測量図、竣工平面図、構造図等
- (9) 登記原因証明情報兼登記承諾書（別紙）
- (10) 印鑑登録証明書
- (11) 資格証明書（代表者事項証明書）

(別紙)

## 登記原因証明情報兼登記承諾書

原因となる日を記入

下記目録の不動産は、令和 年 月 日公共施設敷地として、印西市へ寄附したことを証するとともに、その所有権移転登記を実施されることに承諾いたします。

令和 年 月 日

日付は記載せず提出

住 所

氏 名

(実印)

(あて先) 印西市長

記

目録

市	大字・字	地 番	地 目	地 積 (㎡)
印西市				

複数ページとなる場合は割印要